

## 商店街共同施設維持管理事業（補修・撤去）

街路灯、アーチ及びアーケードの「補修費」「撤去費」を補助します。  
 適切に補修を行うとともに、老朽化による倒壊等の危険性がある施設は撤去をすることで、  
 安心・安全な商店街づくりを図るためにご活用ください。

対象団体	① 商店街振興組合 ② 商店街が形成されている地域における事業協同組合 ③ 商工会 ④ 中小小売商業者等を主たる構成員とする法人格を有しない団体		
対象施設	街路灯、アーチ及びアーケード <u>※県げんき補助金活用事業は街路灯のみ（令和7年度から新設）</u> <u>※設置後10年以上経過した施設が対象です。</u> ※過去に本市の補助制度を活用して補修した施設の場合、補助金交付の翌年度から補修は3年以上、撤去は5年以上経過したものが対象です。		
対象事業 及び 対象経費	補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐久年数の延長を図るための補修</li> <li>・ 塗装は単なる塗り直しだけでなく、錆止めの下地塗装、又は、錆止め剤入りの塗装を行ってください。</li> <li>・ 街路灯については、<u>5基以上まとめて行うことが必要</u>です。                      [ 事業例：塗装（さび止め入り）、支柱・基礎部分・梁の補強、                      灯具の取替え、天板の補強・取替え 等 ]                 </li> </ul>	
	撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老朽化による倒壊等の事故を防止するための撤去</li> </ul>	
対象外 経費	補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電球のみの交換、廃材処分費（撤去の場合は補助対象）</li> <li>・ 耐久年数の延長を目的とするものと認められない塗装、デザイン変更</li> <li>・ 通常の維持管理のために行う部品交換</li> <li>・ 県げんき補助金活用事業は消費税及び地方消費税</li> </ul>	
	撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建替えのための撤去</li> <li>・ 県げんき補助金活用事業は消費税及び地方消費税</li> </ul>	
補助額	区分	通常	県げんき
	対象施設	街路灯、アーチ、アーケード	街路灯
	補助率	補助対象経費の20%以内	補助対象経費の40%以内
	上限額	補修費・撤去費につき、各50万円	補修費・撤去費につき、各100万円
	下限要件	—	補助金額20万円以上 ※補助対象経費55万円（税込）以上
申請期限	令和8年6月30日(火)		